府令・デジタル庁令・復興庁令・省令

○法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）を実施するため、東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　　信夫

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三貸方科目の項中「内閣府」を「内閣府　デジタル庁」に改める。

附　則

この命令は、令和三年九月一日から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第一号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）を実施するため、デジタル庁組織規則を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

デジタル庁組織規則

（企画官）

第一条　デジタル庁に、企画官を置く。

２　企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

３　企画官の定数は、併任の者を除き十八人とする。

（デジタル庁顧問）

第二条　デジタル庁に、デジタル庁顧問を置くことができる。

２　デジタル庁顧問は、デジタル庁の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

３　デジタル庁顧問は、非常勤とする。

（デジタル庁参与）

第三条　デジタル庁に、デジタル庁参与を置くことができる。

２　デジタル庁参与は、デジタル庁の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

３　デジタル庁参与は、非常勤とする。

附　則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。

○デジタル庁令第二号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節の規定を実施するため、デジタル庁聴聞手続規則を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

デジタル庁聴聞手続規則

（趣旨）

第一条　内閣総理大臣又は法律の規定に基づき内閣総理大臣から権限を委任された所部の職員が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この庁令の定めるところによる。

（用語）

第二条　この庁令で使用する用語は、行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（聴聞の期日の変更）

第三条　行政庁が法第十五条第一項の通知（同条第三項の規定により通知をした場合を含む。）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

２　行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

３　行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（関係人の参加許可の手続）

第四条　法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の十四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

２　主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（文書等の閲覧の手続）

第五条　法第十八条第一項の規定による閲覧の請求については、当事者等は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

２　行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

３　行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第二十二条第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。